

東京純心大学オープンアクセス方針実施要領

令和5年4月19日 図書館・学術運営委員会承認

令和5年4月26日 大学運営協議会承認

令和5年4月26日 教授会承認

令和5年5月20日 理事会承認

令和5年6月1日 施行

この要領は、「東京純心大学オープンアクセス方針」（以下、「本方針」という。）の実施に必要な事項を定めるものである。

（趣旨）

1 東京純心大学（以下「本学」という。）は、本学に所属し研究活動を行うすべての研究者の研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究の発展に寄与するとともに、情報公開の推進、社会に対する説明責任と研究成果の社会への積極的な還元を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

（1）本方針の趣旨

本方針は、本学に所属する研究者の研究成果発信を促し、研究機関としての本学の責任を果たすことを学内外に向けて表明するものである。

（2）オープンアクセスとは

研究成果がインターネット上で無償・制限のない状態で公開され、自由な閲覧等が可能であることをいう。

オープンアクセスによって研究成果を広く公開することで、研究成果の可視化と普及が促進され、研究成果の質的保証等が期待でき、研究者にとっては、論文の被引用回数が増えることで学術研究発展への貢献度を高められるといったメリットがある。

オープンアクセスには、大きく分けて以下の2種類がある。

①グリーン・オープンアクセス（セルフ・アーカイブ）

機関リポジトリや研究者のWebサイトによるオープンアクセスで、出版社版あるいは著者最終稿を無料で公開する方法。

②ゴールド・オープンアクセス

学術雑誌自体をオープンアクセス出版する方法。APC（Article Processing Charge）を支払うことによってオープンアクセスジャーナルを出版する。

（研究成果の公開）

2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。非常勤を含む）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、東京純心大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

（1）教職員の範囲

本方針によりリポジトリへの研究成果登録を推奨されるのは、本学に在籍する教職員とする（非常勤を含む）。なお、本学に在籍する教職員が他機関へ異動した後も、本学在籍時に発表し、リポジトリに登録した研究成果は引き続き保存・公開される。

（2）研究成果の範囲

公開対象となる研究成果は、国内外の出版社や学協会等が発行する出版物に掲載された学術論文等、および学内刊行物・紀要等に掲載されたものとする。学外研究者との共同研究成果も本方針の対象となる。科学研究費助成金等競争的研究資金を含む公的研究資金、および学内研究費に

よる研究成果については原則公開とする。

(3) 研究成果の著作権

研究成果がリポジトリに登録された後も、当該研究成果の著作権が本学に移転することはない。登録前の著作権者が著作権を保持し続ける。リポジトリで公開された研究成果は、特に表示がない限り、私的使用のための複製や引用等の著作権法に規定されている範囲内でのみ利用される。

(適用の例外)

3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であると判断された場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(1) 非公開の申請

特別の事情により研究成果を非公開とする必要がある場合は、教職員はその理由を付して申請することができる。

(2) 非公開の判断

教職員の申請またはその他の理由により研究成果を非公開にすべきかどうかの判断が必要となった場合、図書館・学術運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、当該研究成果の公開についての可否を判断する。

公開が不適切である場合として、以下の例が挙げられる。

- ①著作権者である出版社・学協会等あるいは共著者の許諾が得られない場合。
- ②個人情報やプライバシーに関する内容が含まれており、インターネット上での公開が適切でない場合。
- ③出版社版と異なる版の公開を差し控えたい場合（文章表現の校正が入るなど著者最終稿を修正して提出する作業が煩雑な場合を含む）。
- ④捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合。

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。ただし、公開の申し出があるなど、特段の事情がある場合はこの限りではない。

本方針は、施行日（2023年7月1日）以降に発表・出版された刊行物に適用する。本方針を遡って適用することは行わない。ただし、オープンアクセス化の希望がある場合は、施行日以前に出版された研究成果についても本学リポジトリへの登録を受け付ける。

(リポジトリへの登録)

5 教職員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「東京純心大学 学術機関リポジトリ運用規程」に基づき取り扱う。

(1) 出版者（出版社・学協会等）の許諾

学術雑誌等への掲載にあたって出版社や学協会等に著作権が移転している場合、許諾が必要となる。

(2) 共著者の許諾

複数人による共同著作物で、かつ著作権が出版者に移転せず著者に残っている場合、共著者全員からリポジトリ登録への許諾が必要となる。共著者への確認は著者である教職員自身が行う。許諾に関して合意文書等の提出の義務はなく、対象となる著作物の電子データ等が提出された時点で共著者全員の合意が得られているものとして取り扱う。また、複数名が著者となっている場合は、代表者 1 名が登録申請を行うものとする。

(3) リポジトリ登録が許諾される適切な版について

リポジトリへの登録が許諾される版は、掲載誌の方針によって異なる。「出版社版」の登録が認められていれば「出版社版」を、「出版社版」の登録が認められていない場合は「著者最終稿」を提出する。

リポジトリによる本文の公開について、出版社等が公開禁止期間（エンバーゴ）を設定している場合は、エンバーゴ終了後にリポジトリにて公開する。

(4) 研究成果の提出について

研究成果を提出する際のファイル形式は PDF とする。電子化されていない場合は、紙媒体（冊子等）を提出するものとし、冊子を提出した場合は裁断して電子化するため返却不可とする。

本学が発行する紀要等に掲載された論文については、著者からの依頼に基づき、図書・研究支援課が一括登録する。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、別に定める。

本方針の実施に際し、学内関連部署や出版者等との調整が必要となる場合は、委員会で協議のうえ決定する。

以上